



一 復員一三三三

朝鮮、台湾、樺太、南西諸島、小笠原諸島留守現に行政
権の及ばない地に本籍。其所有の復員留守業務に就て連
昭和二十二年七月三日 復員 廳 總 裁

首題に就ては関係規定に基き左の通達がに資し施行することに定める。

一 朝鮮、台湾、千島、樺太、南西諸島、小笠原諸島等現に行政権の
及ばない地（以下鮮台等と略稱する）に本籍のある者及び、鮮台等
を除く内地（以下内地と思合稱する）に生還し内地に居住する者並
に、鮮台等に本籍のある者及び、留守担当者が内地に居住する者
の正體は内地人同様復員留守業務を処理する。鮮台等に本籍
のある未復員者の留守担当者が内地に居住する場合其の俸給給料等の
留守完済も亦内地人同様之を処理する。

二 前項以外の者に就ては尤に地ノ復員留守業務を処理する
所管地方長官は特に左の通り書類を致し備し復員留守業務を処理
する。

兵籍（戦時名簿）を以て代用し、其の記載が戦時名簿

船發來 22.3.29

船發 22.3.29

所管者倉奥の兵籍、文官名簿と整備する。兵籍、文官名簿の
なほ者に就ては假兵籍と所表様式に依り新に調製して兵籍裏

勤通報、身中申告書、死亡申告書、死亡不明者、残留者等覺書、
除隊、召集解除者運名簿、死亡者運名簿、生死不明者運名簿

留守名簿、転属者運名簿、給與通報、遺骨遺留品名簿等
の各々、復員に伴ふ業務処理上必要事項と整理する。假兵籍の

履歴事項は状況不明者の調査究明、傷病恩給、雇員傭人
扶助令関係者、処理、給與の精算、復員留守業務規定第廿九条

に依り証明書の附與等に関係ある事項の整理して之を（公）
処理未究の死亡の事實と証する公の書類、現認（事實）証明書

病名改正（兼究）（乾症）証明書、勤務日誌、支給書書類並
びに調査未究の生死不明者の調査等がある時は之を兵籍（以下

特に示す）の外假兵籍と合す、文官名簿の末尾に編綴する。
但し兵籍、文官名簿の記帳に於て整理し得るもののみ

兵籍、文官名簿の所管事項を記載し、整理し得るもののみ
は之を編綴するに依り所管事項を記載し、整理し得るもののみ
ない。

兵籍、文官名簿は復員留守業務の各人毎最終的に記入

赤名改正(兼完)(一) 戦況(証) 勤務日誌 及給本(簿)書類並

びに調査未完の生死不明者の調査等がある時は之を兵籍(以下

特に示す)の外假兵籍を含む、文官名簿の末尾に編綴する。

但し兵籍、文官名簿の訖欄に松武(或)等記す。

自後再集の必要あり、例、()等記す、()等記す、()等記す、

は之を編綴することなく所定事項を記載し、()等記す、()等記す、

ない。

兵籍、文官名簿は復員留守業務の各人毎最終的且永久的

証拠書類とするものであるから除隊、死亡等の区分別及び其の

年月日等は勿論、進級の敷正理、諸給與、諸証書交付の

結果等も明瞭に整理するものとし假兵籍以外の兵籍及び文官名

簿には給與票(附表の金銭給與欄を掲記した票)を貼布

して諸給與の結果を整理する。

四、本籍地名簿

所管の者に因する本籍地名簿を整備する。

本籍地名簿は未収還者等の調査敷正理に関する規定の

のと同様のものがあるが兵籍、文官名簿の索引と兼用する様にす。

ハ、死有原簿

ニ復員留守業務規定第三十九條。証明書中確安員が証明があり尚ほ

要領のありしを調製し、交付時迄は兵籍の末尾に編綴し、()

2. 所管地方長官は本籍地市町村長（市町村長に準ずるもの）を含む（以下同じ）に對す。除隊、召集解除等の通報、戸籍法第百十九條に拠る死亡通報、其他関係規定に拠り地方官公署、留守担当者に對し行小通報（例、患病入院通報）の實施に就くは別に定めるところにより行ふ。

3. 所管地方長官は遺骨、遺留品（沖繩関係のものを除く）は別に定めるところにより發送する。

遺骨・遺留品のない者に對しては靈柩を調製する必要はない。

4. 所管地方長官は諸給與に關しては附表により精算して交付を準備して置くものとし送金の實施等は別に定めるところにより行ふ。

5. 所管地方長官は傷病恩給、産婦人扶助令関係事項に就ては可能不事項を知理又は準備して置く。送金に就ては前項に準ずる。

6. 所管地方長官は鮮台等関係者の最終処理に於り鮮台等の関係機關に引継ぐことある場合死記のものを移管するものとして準備す。

不兵籍・文官名簿

死亡の事實を証する公の書類、傷病恩給産婦人扶助令関係書類、生死不明者調書（兵籍文官名簿に転載したものは此の限り）

6 所管地方長官は鮮台等関係者の最終^{整理}に方り鮮台等の関係
機関に引継ぐことある場合死記のものを移管するものとして準備す。
不兵籍 文官名簿

死亡の事實を証する公の言類、傷病恩給産婦人扶助令関係言
類、生死不明者調書(兵籍文官名簿に転載し得るものは此の限りが
ない)、復員留守業務規定第二十九条の證明書を編綴す
る。

日本籍地名簿

ハ右以外の請給與金(障碍扶助金等金錢関係一切を含む)に
関する証書類

ニ当時尙未發送の遺骨、遺留品、同名簿

ノ留守業務局長は鮮台等関係者の召集、徵集、軍属採用及び之
等の有、転属並びに之等の者の所屬部隊の行動等に関する

資料を整備する。

8 所管地方長官の兵籍、本籍地名簿等の調製、整理等に就ては
関係都道府縣と留守業務局と直接且密接に連絡協力する。

各復員連絡局長、同支部長、留守業務局長達

各都道府縣知事通牒